

## 電子取引業務において用いる電子情報処理組織の管理に関する基本方針

ジャパン・プロパティーズ株式会社（以下「当社」と言います。）は、その行う電子取引業務（不動産特定共同事業法5条1項10号に規定される電子取引業務を言います。以下同じ）において用いるコンピュータシステム（電子情報処理組織）（以下「当社のシステム」と言います。）の機能停止、誤作動、不正使用、その他の不備等に伴いお客様又は当社が損失を被るリスクを、システムリスクと認識し、これを当社のリスクマネジメントの一環として管理しています。

当社は、お客様の資産の保護並びに信頼性の高い電子取引業務の遂行のため、当社のシステムの管理に関する基本方針（以下「本基本方針」という）を定め、これを遵守します。

### 1. 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者に関する事項

商号：ジャパン・プロパティーズ株式会社

代表者：代表取締役社長 高 将司

許可番号：金融庁長官・国土交通大臣第93号

※当社は、不動産特定共同事業者（第3号及び第4号）です。また、電子取引業務を行います。

### 2. 基本方針（法令等遵守）

(1) 当社は、不動産特定共同事業法、個人情報保護法その他の関連諸法令及び社内規程等を遵守し個人情報を含む顧客情報（以下「顧客情報」という。）の適正な取扱いと安全かつ確実な電子情報処理組織の管理・運営を行います。

(2) 当社は、業務上必要な範囲内で、適正かつ適法な手段により顧客情報を取得します。

(3) 当社は、取得した顧客情報について、その利用目的の範囲内でのみ利用します。また、厳重な安全管理を行い、顧客情報の漏えい・滅失・き損又は不正アクセスの防止に努めます。

### 3. 組織体制

当社は、適切な顧客情報の管理のため、電子情報処理組織の管理に関する統括部門及び責任者を明確に定め、必要な組織体制を整備します。また、統括部門とは別の部門から内部監査人を任命し、内部監査を実施することで、電子情報処理組織の管理の透明性を維持します。

### 4. 安全管理に関する宣言

当社は、システムリスクに対応するための必要な管理体制を整備し、必要なシステムリスク対策を定めた規程、規則、マニュアル等を整備し、電子情報処理組織の安全管

理を行うことを宣言します。特に、顧客情報の漏えい・滅失・き損又は不正アクセスを防止するため、以下に掲げる安全管理措置を講じるものとします。

(1) 組織的安全管理措置電子情報処理組織の管理に関する統括部門として「経営企画本部」を、電子情報処理組織の管理に関する責任者として「システム管理者」をそれぞれ設置し、厳格な取扱いルールに則り顧客情報を取扱います。万が一、顧客情報が漏えい等した場合は、顧客情報保護を最優先に考え、組織として対処できる体制を整備します。

(2) 人的安全管理措置

当社役職員に対して、安全管理上の役割及び責任を明確に定め、本基本方針や関連規程の周知徹底のための教育・訓練を実施します。

(3) 技術的安全管理措置顧客情報へのアクセスには、適切なアクセス権限管理を行います。アクセス権限者の制限及び識別を行うことにより、顧客情報へのアクセスを最小限に制御し、その漏えい・滅失等の防止に努めます。また、顧客情報へのアクセス履歴及び情報管理システムの稼動状況等を記録し、定期的を実施する内部監査を通じて問題の検証を行います。

## 5. 委託先管理

当社は、業務上必要な範囲において、顧客情報の取扱いを含む業務を第三者に委託する場合があります。この場合、当社は、個人情報保護法その他関係諸法令の他、当社規程（外部委託先管理規程）に従って、委託先（再委託先を含む）に対する必要かつ適切な監督を行います。

## 6. 教育・訓練等の実施

当社は、当社役職員に対して、電子情報処理組織の管理を充分に行うために必要な教育・訓練を継続的に実施します。

## 7. 電子情報処理組織の管理に関するご質問及び苦情等受付窓口

当社は、お客様からの電子情報処理組織の管理に関するご質問・ご相談・苦情等に対して、以下の窓口を設け、迅速かつ適切な対応を行うものとします。

|  |
|--|
| ジャパン・プロパティーズ株式会社<br>〒106-0032 東京都港区六本木 6-7-10 築場ビル 3F<br>お客様相談窓口：管理本部<br>TEL: 03-5411-7500 |
|--|

#### 8. 基本方針の継続的改善の宣言

当社は、当社のシステムの管理に関し、本基本方針を遵守するだけでなく、当社及びお客様の資産が損失を被らないよう主導し、常に新たなシステムリスクに対応するため、情報システムの最新技術に関する情報やシステムリスクに関する情報を収集し、本基本方針の継続的改善に努めることを宣言します。

#### 9. 関係法令等の遵守の宣言

当社は、当社のシステムの管理について、不動産特定共同事業に関連する法令、行政機関のガイドラインや基準、及びお客様との契約上の義務を遵守することを宣言します。

以上